



「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策」の概要

—中央教育審議会の特別部会の緊急提言—

拓殖大学名誉教授 山下 省蔵

文科省は、2023年8月28日に中央教育審議会初等中等教育分科会「質の高い教師の確保特別部会」からの提言を受けて、同年9月8日に「教師を取り巻く環境整備について、緊急的に取り組むべき施策の徹底等について」全国の都道府県に通知したが、ここでは、中教審の特別部会の提言に沿ってその内容を紹介する。

教職の現状について、特別部会の提言では、次のように述べられている。

我が国の学校教育は、これまで世界に誇るべき成果を上げることができてきたのは、高い専門性と使命感を有する教師の献身的な取組によるものであり、学校教育の成否は教師にかかっているとしている。

教師は子供たちの人生に大きな影響を与え、子供たちの成長を直接的に感じることができる素晴らしい職業であるとも言っている。

しかし他方で、「現状の子供たちが抱える困難が多様化・複雑化するとともに、保護者や地域の学校や教師に対する期待が高まっていることから、結果として業務が積み上がり、教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない危機的状況にあると言っても過言ではない」とも指摘している。

このような現状を踏まえて、2019年の中央教育審議会から「学校における働き方改革答申」を受けて、給特法が改正され、勤務時間の上限等の定めが策定され、かつ小学校における35人学級の整備や高学年教科担任制の推進等により、教職員定数の改善や教員業務支援員などの支援スタッフの配置が図られてきている。

さらに、部活動の見直しや校務のデジタル化等の学校DX（Digital Transformation：データやデジタル技術を教育分野に活用すること）の推進などの取組が総合的に進められている。

教師の業務内容としては、これらの取組の成果として、時間外の在校勤務等の状況はある程度改善してきたが、まだ長時間勤務の教師が多いという実態があると記されている。

さらに、今後退職者の増加が見込まれ、教師不足も心配されるとも指摘している。

そこで、この様な現状を直視し、持続可能な学校の指導・運営体制を構築していくためには、次のような取組を求めている。

- ① 国、都道府県、市町村の教育機関はもとより、各学校は、それぞれの機関が自分事として、その権限と責任に基づき主体的に改善充実に取り組むこと。
- ② 保護者や地域住民、企業など、社会全体が一丸となり教育課題に対応していくこと。
- ③ 国は、先頭に立って教師を取り巻く環境整備のための支援を充実させ、社会全体で認識を共有しつつ、都道府県、市町村、各学校などの取組を後押しするための強力なメッセージの発信に努めること。
- ④ 各地方自治体の創意工夫により創出された好事例を広めるため、その横展開の充実を図ること。

そこで、これからの改革の目指すべき方向性としては、「教師のこれまでの働き方」を見直し、「長時間勤務を是正し、教師の健康を守り、日々の生活の向上や教職人生を豊かにする」な

ど、教師のウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良い状態にあり、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など、将来にわたる持続的な幸福を含むこと）を確保し、教師自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して、より良い教育指導を行うことができるような変革を求めている。

さらに教師は、専門職として学校教育を取り巻く環境の変化を常に前向きに受け止め、働き方改革により創出した時間を活用し、教員としての人生を通して、新しい知識や技能等を効率的・効果的に学び続け、子供一人ひとりが学ぶ意欲を最大限に発揮できるような指導技量を身に付ける役割と責任がある。

また、教師として有能で多様な資質の人材を、多方面から確保し、すべての教員が自らの資質能力の向上に努め、質の高い教員集団を実現することにより、教育指導の充実に寄与できると強調している。

国からは「経済財政運営と改革の基本方針2023」が出され、そこには「質の高い公教育の再生」に向け、「働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実」を一体的に進めることなど、2024年度から3年間を集中改革期間とすることなどが盛り込まれている。

しかし現状でもできることは、直ちに着手することが求められており、多くの教師が「変わってきた」という実感を持つことができるようにすることが大切であるとしている。

特に、ベテラン教員だけでなく、若い教員はもとより、これから教員を目指す学生たちにとっても、すべての学校が、働きやすくかつ働きがいもてる職場であることが期待されている。

教師を取り巻く環境をより良いものとするのは待ったなしであり、国は持続可能な勤務環境整備等の支援を充実させ、各地方自治体においても、長時間勤務の背景や要因を明らかにし、これまでの慣習や固定観念にとらわれず、

改善に取り組むことを求めている。

そこで部会では、具体的な取組について次のように整理している。

1. 学校・教師が担う業務の適正化の推進

(1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を次のように整理している。

① 基本的には学校以外が担うべき業務

登下校に関する対応、放課後から夜間などにおける見回り、学校徴収金の徴収管理、地域ボランティアとの連絡調整など

② 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

調査・統計等への回答、児童生徒の休み時間における対応、校内清掃、部活動等

③ 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

給食時の対応、授業準備、学習評価や成績処理、学校行事の準備と運営、進路指導、支援が必要な児童生徒・家庭への対応

これらの取組は、地方自治体や各学校により取組状況に差がでている。このため、国、都道府県、市町村、各学校とも、それぞれの立場から、その権限と責任に応じて役割を果たすことができるよう求めている。

例えば、教師にとって負担感が強い業務の一つである「調査・統計への回答等」の改善のためには、国としては、各調査の内容の見直しや精選の推進等に努める必要があるとしている。

都道府県や市町村においては、独自に実施する調査等の見直しに努め、各学校等への一律の依頼や配布を各教育委員会の判断で控えることや、公的な機関の業務上の必要性に基づく調査以外の任意調査等については、各学校の判断で回答を控えることができるようにするなど、それぞれの主体が自らの役割を積極的に果たさなければ、実感を伴う負担軽減にはつながらない点に留意する必要があると指摘している。

これらの点を踏まえ、教育委員会は、学校・家庭・地域に近い立場として、業務の優先順位

を踏まえて、廃止を打ち出す等、真に必要な業務等について、精選に努めることを求めている。

また、学校は、働き方改革の取組状況を把握し、業務改善に活用するため、文科省が作成した「働き方改革チェックシート」なども活用し、校内での課題と改善のイメージを共有し、取組の一層の推進を求めている。

また、文科省は、それぞれの主体が2024年度に向けて適切に対応策を講じているかについて、「2023年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を通じて、客観的にフォローアップし、教育委員会及び各学校においては、具体的な取組とその促進が図られるよう求めている。

(2) 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直しについて

① 全ての学校で、管理職はもちろん、教師一人ひとりがカリキュラム・マネジメント(Curriculum Management: 教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図る)の充実に努めることが重要であり、標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成・実施している学校が存在する状況も踏まえ、以下の観点から、全ての学校において、授業時数について点検した上で、次に記した視点を踏まえて、2024年度以降の教育課程の編成に臨む必要があるとしている。

- ア) 児童生徒の学習状況等や教職員の勤務状況
- イ) 当該校の最近の休校や学級閉鎖等の状況
- ウ) 教育課程の編成・実施における授業時数の配当や運用の工夫が可能か
- エ) 指導体制の見直しや改善が可能か

これらの観点を踏まえて、可能な学校においては、それぞれ学校の実情に基づき、年度途中からであっても改善を進める

特に、2023年度当初において標準授業時数を大幅に上回って(年間1,086単位時間以上)教育課程を編成していた学校は、2024年度以

降の教育課程編成においては、見直すことを前提に点検を行い、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画に改善する必要があると指摘している。

なお、当該学校を所管する教育委員会は、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるように、指導助言すべきとしている。

② 学校行事に係る負担の軽減に関しては、運動会での開会式の簡素化や全体行進を省略して全体での練習時間を減らしたり、入学式・卒業式における慣例的・形式的な要素を見直し、式典時間を短縮する等の取組を例示している。

これらの事例を参考とし、各学校はそれぞれの学校行事の教育的価値を再検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分はカットし、教育上真に必要とされる内容に精選する。また、より充実した学校行事にするため、行事間の関連や統合を図るなど、学校行事の精選・重点化を推進する。

さらに、学校行事の事前準備・運営にあたっては、教員業務支援員等と連携するマネジメントを徹底することや準備の簡素化、省力化等にも努めるよう求めている。

(3) ICT (Information and Communication Technology) の活用による校務効率化の推進について

① ICTは、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に必要不可欠なツールであり、教師の長時間勤務を解消し、働き方改革を実現する上で大きな役割を果たすことが期待される。

教育委員会は、各学校のICTの環境整備を進めるとともに、各学校においては、その活用を一層推進するように求めている。

教員勤務実態調査速報値の結果では、授業準備や成績処理に従事する時間には、教師によりばらつきがあるが、すべての教師は、パソコンを積極的な活用し、汎用のクラウドツールも有

効に利用すべきとしている。

また、教職員間での情報交換を推進し、会議資料のペーパーレス化に努め、校務処理の負担軽減に役立てるようにする。

さらに、スケジュール管理のオンライン化や、学校と保護者等の連絡手段を原則としてデジタル化するなどの取組も進めるべきとしている。

② 生成 AI (Generative Artificial Intelligence)

生成 AI は、画像や文章といった新たなコンテンツの創造を目的に活用するものである。

国は、「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」については、個人情報や機密情報の保護に細心の注意を払いながら、教員研修などで、準備が整った学校での実証研究を推進するとしている。

今後、多くの学校での AI の活用に向けた実践例を創出することを含め、業務の効率化や質の向上など、働き方改革の一環としての活用も推進すべきとした。

また、国としては、蓄積した知見を踏まえ、生成 AI の校務への活用推進に向けた方針を、今後示すとしている。

2. 学校における働き方改革の実効性の向上等に関して

(1) 地域、保護者、教育委員会等との連携

1) 保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら取組を進めていくため、学校自ら、業務の適正化に向けて、校内における働き方改革について、学校運営協議会等の場で積極的に協議し、改革するよう求めている。

国としては、こうした取組の実効性を高めるため、学校運営協議会制度の導入を推進し、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置の充実に向け、各教育委員会の取組を一層支援する必要がある。

2) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に関しては、学校のみでの解決が難しい事例には、以下の考え方で対応すべきとしている。

① 教師と保護者や地域住民は、それぞれの役割を尊重した上で、信頼に基づいた対等な関係を構築し、子供たちの育成という共通目標のもと、連携して学校づくりを進める。

② 保護者や地域住民からの要望や提案等については、教師が個人として対応するのではなく、学校が組織として対応すること。

また、過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案については、教育委員会等の行政の責任において対応できる体制の構築を求めている。

③ 行政による対応にあたっては、所管の教育委員会の役割が重要であり、都道府県教育委員会においても、広域自治体として、困難を抱える学校を積極的に支援する体制づくりを求めている。

(2) 教師の健康及び福祉の確保の徹底に関して

1) 教師の健康及び福祉の確保

教員の在校等の定められた上限時間の範囲を超えている場合など、教育委員会による学校の業務の検証や見直し等、必要な環境整備の取組の実施について、国はその改善・徹底を図る。

「休息时间」については、国及び教育委員会では検討を進め、勤務時間中の「休憩時間」については、適切に確保すべきとしている。

特に最近になり精神疾患による長期療養者が過去最高となっており、国及び教育委員会に対し、有効なメンタルヘルス対策を求めている。

具体策としては、予防や早期発見、休職期間中における復職に向けた支援、復職後のフォローアップ等が実施できるよう、個別の要因分析や対策の事例を創出する必要があるとしている。

(3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり

教育委員会は、学校における教師の勤務時間管理は、ICT の活用やタイムカードなどにより客観的な在校時間等は、把握されている。

国は、公平な「見える化」に向けた基盤づく

りとして、在校時間等の把握方法を改めて周知・徹底し、その実現に向けた各教育委員会の対応を確認する必要があるとしている。

3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

(1) 教職員定数の改善に関して

学級編制や教職員配置の在り方等については、国において2023年に示された「小学校高学年の教科担任制の強化」などを踏まえて、教職員定数の改善とその実施を図る必要がある。

小学校高学年の教科担任制は、子供たちが専門的な教科指導が受けられるとともに、教師にとっては、持ちコマ数の軽減等になり、教育の質の向上と学校における働き方改革の両方の観点からも効果的な取組であるとしている。

2022年度から4年程度かけて段階的に取組を進めることとされている。

この取組により、2025年度には、小学校高学年の学級担任の週当たり授業時数は3.5コマ程度の軽減が図られ、国においては、この措置を2024年度に前倒して実施し、例年を超える教職員定数の改善を図り、教師を取り巻く環境整備を加速化すべきとしている。

(2) 支援スタッフの配置の充実に関して

国において、2023年に示された「教員業務支援員の小・中学校への配置拡大」を踏まえ、教員業務支援員を全小・中学校に配置すべきであるとしている。

教員業務支援員は、教師が教師でなければできない業務に集中できるようにするため、学習プリント等の準備や来客・電話対応等をサポートする業務に従事している。

現在は14学級以上の小・中学校への配置規模であり、その配置拡大が必要である。

また、教員勤務実態調査速報値によると、副校長・教頭の在校時間等が最も長時間となっており、副校長・教頭に係る業務を専門的に支援できる人材の配置を充実させ、学校全体の運営改善を図っていく必要がある。

さらに、不登校児童生徒に、きめ細かな支援を行っていくため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのほか、校内教育支援センターの設置促進のための学習指導員の配置とその充実に努めるべきとしている。

また、部活動の地域連携や地域クラブへの移行に向けた環境整備にあたっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を促進するため、部活動指導員の配置とその活躍の場の充実に努める必要がある。

(3) 処遇改善に関して

教師の処遇改善については、2023年に出された「職務の負担に応じてメリハリのある給与体系の改善を行うなど、給特法等の法制度的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直す」との方針を踏まえ、今後議論を深めていくとしている。

また、学校を取り巻く環境が大きく変化する中、職務の負担や職責を踏まえて、国においては、先行して主任手当や管理職手当の額について改善を図る必要があるとしている。

(4) 教師のなり手の確保に関して

質の高い教師を確保するためには、さらなる働き方改革の推進、処遇改善、指導・運営体制等の充実に向けて、一体的な推進が必要であり、今後、環境整備の在り方について丁寧に議論を深めていく必要がある。

これに加えて、国においては、教師のなり手を新たに発掘するための教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働による教職の魅力発信や、学校における教員需要と教員希望者のマッチングの効率化や大学での教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援等に関わる速やかな検討を進める必要があるとまとめている。

4. 終わりに

この緊急提言を受けて、各行政機関においては、速やかに提言を実現するように期待する。